

○総務省告示第二百三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十六号（呼出名称記憶装置を装置しなければならない簡易無線局及びその呼出名称記憶装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>一 呼出名称記憶装置を装置しなければならない無線局は、設備規則第五十四条第二号及び第二号の二で規定する技術基準に係る簡易無線局とする。</p> <p>〔二 略〕</p>
改正前	<p>一 呼出名称記憶装置を装置しなければならない無線局は、設備規則第五十四条第二号で規定する技術基準に係る簡易無線局とする。</p> <p>〔二 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	